

緊急事態宣言再発出に伴う本学の対応について

令和3年1月7日に政府より1都3県を対象とした新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が再発出され、不要不急の外出自粛（特に20時以降）、リモートワークの推進、時短営業等の要請がありました。一方、1月5日の萩生田文部科学大臣の臨時会見で、学校から地域へ感染が広がっている状況ではなく、子供の健やかな学びや子どもたちの心身への影響の観点から小・中・高校などの一斉休校は要請しない方針が発表され、大学については、オンライン授業と対面による授業を適切に活用するよう求められております。

現在本学では、感染防止対策として、手指の消毒、マスクの着用、対面による授業と遠隔授業の併用、対面授業以外での構内立入り原則禁止、使用教室の定期的な換気、学内施設設備の消毒、リモートワークの実施等の対策を実施しており、特に学生に対しては医療系大学の学生である自覚を持ち、健康管理の徹底をするため、毎日の検温等や行動を記録した表の作成と提出を実施しております。

緊急事態宣言再発出を受け、引き続き、学生及び本学関係者並びに教職員の安全と健康の重視、感染拡大の防止という社会的責任を果たすとともに、学生の学修を守るため、緊急事態宣言解除まで下記の措置を講じることといたしました。

関係各位にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、現状をご理解いただき、ご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

1) 遠隔講義の継続

基本的には現在に引き続き実習・演習以外の講義を遠隔にて実施いたします。

2) 臨床・臨地実習について

臨床・臨地実習を学内実習に振り替え、実施する予定です。

3) 大学施設の使用について

学内での実習・演習以外特別な許可がなければ、構内立入原則禁止を継続いたします。

4) 感染拡大防止対策について

- ・手指の消毒、大学施設内の消毒、マスクの着用の更なる徹底
- ・不要不急の外出自粛の徹底
- ・毎日の検温等による体調管理の徹底（健康管理・行動記録表の作成及び提出）
- ・可能な限り教職員のリモートワークの実施
- ・学生、教職員とも、学内外を問わず、団体活動・懇親会等の自粛
- ・サーマルカメラによる入構時の体温チェックの実施

令和3年1月8日
東京医療学院大学
学長 関根 郁夫